

箕面市自動車改造助成金交付要綱

平成八年十一月十二日箕面市訓令第四十一号

改正 平成十六年三月二十五日訓令第九号

改正 平成二十二年九月一日訓令第七十号

改正 平成二十四年六月二十九日訓令第四十七号

(目的)

第一条 この要綱は、障害者に対して自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(助成金の交付の対象者)

第二条 箕面市自動車改造助成金（以下本則において「助成金」という。）の交付の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその者の属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、助成金の交付の申請をする月の属する年度（四月から六月までの申請にあつては前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が四十六万円以上であるときは、この限りでない。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害に起因し、運転免許に道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十一条に規定する条件（以下「条件」という。）が付されたため、自動車の走行装置及び駆動装置を改造する必要がある者並びに運転免許を受けるに当たって、走行装置及び駆動装置を改造した自動車を購入する必要がある者。ただし、前回の助成金の交付の決定の日から起算して八年間のうちに、この号に該当する者として助成を受けた者を除く。

二 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、車椅子から移乗するため、自動車の運転席に乗降補助装置等を装着し、及び改造する必要がある者。ただし、前回の助成金の交付の決定の日から起算して八年間のうちに、この号に該当する者として助成を受けた者を除く。

2 前項の市町村民税の所得割の額は、助成金の交付の申請を行う日の属する年の前年（当該申請を行う日が一月一日から六月三十日までの場合にあつては、前々年）の十二月三十一日現在において年齢十九歳未満の扶養親族（地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

一 年齢十六歳未満の扶養親族 三十三万円に当該年齢十六歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

二 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族 十二万円に当該年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

（助成の対象）

第三条 前条第一項第一号に該当する者に係る助成の対象となる費用は、条件を満たすために必要となる自動車の走行装置及び駆動装置の改造に要する費用とする。

2 前条第一項第二号に該当する者に係る助成の対象となる費用は、次の各号のいずれかに該当する自動車の乗降補助装置等の装着及び改造に要する費用又は当該乗降補助装置等を装備した自動車の購入費用のうち同種の標準型自動車の購入費用との差額とする。

一 ステップ

二 手すり及びグリップ

三 サポートシート及び回転シート

四 車椅子を収納するための装置

(助成金の額)

第四条 助成金の額は、前条各項に定める費用とし、それぞれ十万円を限度とする。

(助成金の交付の申請)

第五条 申請者は、箕面市自動車改造助成金交付申請書(様式第一号)に、第三条に規定する助成の対象の区分に応じ、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が助成金の交付を申請できるのは、一台の自動車の改造等に係る費用とする。

一 第三条第一項に規定する助成の対象に該当する場合 次のイからニまでに掲げる書類

イ 運転免許証(運転免許を受ける前の申請にあつては、自動車教習所に入校することが確認できる書類)の写し

ロ 運転免許に条件が付されていることを証する書類(運転免許を受ける前の申請にあつては、運転免許を受けるに当たつて条件が付されていることが確認できる書類)

ハ 第三条第一項の改造を行う業者の当該改造に要する費用の見積書

ニ 申請者及びその者の属する世帯全員分の市町村民税の課税状況を証する書類(ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができる場合で、申請者が市長に対して申請者本人及びその世帯員に係る公簿等の閲覧に同意する場合は、これを省略することができる。)

二 第三条第二項に規定する助成対象に該当する場合 次のイからハまでに掲げる書類

イ 運転免許証（運転免許を受ける前の申請にあつては、自動車教習所に入校することが確認できる書類）の写し

ロ 第三条第二項の改造を行う業者の当該改造に要する費用の見積書又は乗降補助装置等を装備した自動車の購入費用及び同種の標準型自動車の購入費用が分かる書類

ハ 申請者及びその者の属する世帯全員分の市町村民税課税状況を証する書類（ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合で、申請者が市長に対して申請者本人及びその世帯に係る公簿等の閲覧に同意する場合は、これを省略することができる。）

（助成金の交付の決定）

第六条 市長は、箕面市自動車改造助成金交付申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成の可否を決定したときは、箕面市自動車改造助成金交付決定通知書（様式第二号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第七条 第六条に規定する助成金の交付の決定の通知を受けた申請者は、対象となる自動車の改造又は購入後、次に掲げる書類を添えて市長に助成金を請求するものとする。

- 一 改造又は購入に係る領収書等の写し
- 二 助成の対象となる箇所を撮影した写真

（助成金の返還）

第八条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の返還を命ずることができる。

（委任）

第九条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は訓令の日から施行する。

附 則（平成十六年訓令第九号）

（施行期日）

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の箕面市自動車改造助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の箕面市自動車改造助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成二十二年訓令第七十号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の箕面市自動車改造助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第五条の規定により申請された助成金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行後において、過去に旧要綱に基づき助成金の交付を受けた者に係る改正後の第二条第一号ただし書の規定の適用については、同号ただし書き中「この号に該当する者」とあるのは、「この号に該当する者又は改正前の箕面市自動車改造助成金交付要綱に基づき助成金の交付を受けた者」とする。

附 則（平成二十四年訓令第四十七号）

この要綱は、平成二十四年七月一日から施行する。